

事業化支援事業関係業務 仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記することとする。

1 委託業務名

事業化支援事業関係業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の目的

創業後間もない企業が、早期に経営基盤を安定させて、事業を継続・成長させていくために、県の業務実施を通して、実績や信用力を獲得することを目指す。

また、県には多くの地域課題が山積している中で、若手起業家の持つアイデアやコネクションを通して、既存概念にとらわれないアプローチでの諸課題の解決を目指す。

4 事業実施による地域課題解決方針の例

- ・若者（特に20代）の県外流出抑制・UIターンの促進
- ・中心市街地の活性化
- ・買い物弱者支援
- ・子育て世帯支援
- ・伝統産業の振興
- ・交通の利便性向上 など

5 企画提案書の内容

企画提案書（事業計画書）には以下の内容を盛り込むこと。

- ・地域課題の設定・分析
- ・課題解決に取り組むための事業実施内容
- ・業務のスケジュール、推進体制
- ・企業としての今後の成長の展望（今後5年間の売上利益、従業員（企業規模）等の展望）

6 業務実施にあたっての留意点

- ・業務の進捗について定期的に共有し、遂行にあたっては県の確認をうけること。
- ・業務終了後、速やかに全体の実施報告書を提出すること。
- ・その他、県の指示に応じて、関係資料を提出すること。

7 その他注意点

- ・ 本事業は県の業務として委託を行うものであるため、県が行う事業として相当であること（全県的な波及性が見込まれる事業であること、利益追求の事業ではないこと等）を鑑みて提案すること。
（例） × 高齢者の健康増進を目指し、オンラインパーソナルジムを運営（公共性×）
× ○○地域の地域おこしのために、地域特産品等を集めたイベントを開催（波及性×）
- ・ 企業の成長を支援する目的から、委託業務が企画提案事業者の今後の成長に寄与するものであることが望ましい。